

保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と公定価格の抜本的な改善にむけて  
国に対し意見書提出を求める請願書

紹介議員

わいの恵子

下奥 奈歩

請願の趣旨

国に対して、「保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と公定価格の抜本的な改善を求める意見書」を提出して下さい。

理由

現在、政府は認可保育所の整備や新しい形態の保育事業所を拡大するなど待機児童解消に向けた取り組みをすすめています。しかしながら、量の確保にとどまり保育の質が置き去りにになっていることや、保育士が低賃金で長時間過密労働になっている状態を抜本的に改善するための施策が出されていないままです。さらに財務省が来年度予算に向け財政制度等審議会へ公定価格引き下げの提起をしていることは、保育士の処遇改善をすすめる動きと逆行することであり非常に心配です。保育現場では人材の定着・確保が厳しく、慢性的な人手不足が生じています。人手不足の中では、保育実践の継承も難しく、また施設外研修へ行くことすら困難な状況です。保育の質を向上し、子どもの発達する権利を保障した実践をするためにも、保育士が見通しを持って長く働き続けられる処遇改善が必要です。

愛知では保育労働実態調査が2017年11月から2018年2月まで行われ、県内の公立・民間の保育士10,646人が回答をしました。正規職員の調査結果から休憩時間に事務を行っている実態や、月の時間外労働時間が平均18.9時間に対して、14時間以上のサービス残業（不払い残業）をしている実態が明らかになりました。一方で超過勤務手当が全て支払われている人や休憩がほとんど取れる人は、そうでない人よりも1割ほど就業継続意欲が高まるという結果も出ています。

保育士は、憲法で保障された“個人の尊厳”や“健康で文化的な最低限度の生活”など、国民一人ひとりの人権を守り、活かしていく専門職です。専門性を発揮した質の高い保育実践をしていくためにも、保育士が離職せずに働き続けられるよう、職員配置基準と公定価格の抜本的な改善を国の責任で行っていくことが重要です。

つきましては、国の責任による改善が実現するまでの間、緊急の措置として独自の補助制度を設けるなどして、福祉労働者の処遇改善を図ることを要望すると共に、下記の要望項目について、地方自治法第99条に基づき議会として国に対して意見書を提出していただきますよう請願いたします。

記

1、保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格について抜本的な改善を行うこと。

以上

愛知県議会議長 松川 浩明 殿

団体名 全国福祉保育労働組合東海地方本部

代表者 氏名 執行委員長 薄美穂子 住所 名古屋市北区下飯田町4-60

氏名 西田知也 住所 名古屋市北区上飯田南町1-36-2 幸村参番館401

連絡先 名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館405

TEL 052-881-2971 FAX 052-881-2998

担当 書記長：西田知也